

# 「和歌山県福祉のまちづくり条例施行規則」が 一部改正されました

令和5年1月31日

## 改正のポイント

### 1 背景・目的

和歌山県では平成8年に福祉のまちづくり条例を制定し、建築物等のバリアフリー整備基準を定め、福祉のまちづくりを推進しています。

この度、「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（バリアフリー法）」及び関係法令等の近年の改正等を踏まえ、条例施行規則等の総点検を行い、バリアフリー法等に定める基準との整合を図ることとしました。

### 2 主な改正内容

#### (1)対象施設の明記（下線部追加）

百貨店又は卸売市場、マーケットその他の物品販売店を営む店舗

#### (2)整備基準の変更箇所(建築物)

##### 【エレベーター】

- ・適切な案内表示(追加)

##### 【敷地内の通路】

- ・区間50m以内ごとに車椅子の転回部分の確保（追加）

##### 【ホテル・旅館等の客室】

- ・車椅子利用者用客室数（見直し）  
（改正前：1以上 ⇒ 改正後：客室総数の100分の1以上）
- ・車いす用便房を客室外に設ける場合の基準（見直し）  
（改正前：当該客室の外部 ⇒ 改正後：当該客室と同じ階）
- ・客室内浴室における車椅子利用者の円滑利用（追加）

※施行規則の改正に併せて、和歌山県福祉のまちづくり条例「設計マニュアル」における誘導基準等や表現についても点検し、改正を行っております。

- 改正後の設計マニュアル及び各種様式はこちらからご確認ください。（障害福祉課HP）

<https://www.pref.wakayama.lg.jp/prefg/040400/hukumachi/ikentop.html>

- 改正に関するお問い合わせ先

（全般に関すること）

和歌山県 障害福祉課  
TEL:073-441-2531  
FAX:073-432-5567

（建築物の届出や整備基準等に関すること）

和歌山県 建築住宅課  
TEL:073-441-3185  
FAX:073-428-2038

